

「原子力災害拠点病院等の施設要件」の見直しの方向性

令和3年10月27日
原子力規制庁

1 経緯

- 原子力規制委員会は、平成27年8月26日付けで改正された「原子力災害対策指針」及び新たに策定された「原子力災害拠点病院等の施設要件」(以下「施設要件」という。)に基づき、「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」の指定を同日付けで行った。
- 指定後3年を迎えた平成30年度は、高度被ばく医療支援センターの中でも中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」を新設し、原子力災害医療体制が更に実効性のあるものとなるよう、支援センターの機能強化を行った(別紙1及び別紙2参照)。
- 本年度は前回の改正から3年を迎えることから、施設要件の見直しを行うとともに、見直された施設要件に基づき、基幹高度被ばく医療支援センター、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが新たな施設要件に合致するか確認する必要がある。
- 令和2年12月に規制委員及び幹部職員による関係機関との意見交換等を行い、2. で述べるような課題を抽出し施設要件の見直しを検討してきた。
- 令和3年2月に「緊急時における甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」を設置した。本検討チームにおいて、原子力災害対策指針において原子力災害時に実施することとされている甲状腺モニタリングの対象者、測定方法、原子力災害医療協力機関を含む実施体制等について本年7月まで検討を行い、本年9月に報告書のとりまとめを行った。
- これらの検討結果等を踏まえ、施設要件の見直しの方向性について取りまとめたので報告する。

2 意見交換において抽出された課題

① 基幹高度被ばく医療支援センター関連

基幹高度被ばく医療支援センターは、高度被ばく医療支援センターの中でも中心的・先導的な役割を担う施設として、高度専門人材を対象とした教育研修の実施体制を有することや専門家のネットワークを構築することを求められている。これまで基幹高度被ばく医療支援センターを中心に、高度被ばく医療支援センター間の連携が進んできているが、今後、内部被ばくへの対応や人材育成において中

心的・先導的なセンターとしての役割の強化が期待されている。

② 甲状腺被ばく線量モニタリング関連

甲状腺被ばく線量モニタリングは、原子力災害医療協力機関が協力することを想定しているが、原子力災害医療協力機関の要件として甲状腺被ばく線量モニタリングを実施することを明確に記載する必要がある。

③ 避難退域時検査関連

避難退域時検査は、施設要件において原子力災害医療協力機関が協力することとしている。発災時は当該道府県内での要員確保が想定されているが、要員が不足する場合も考えられるため、他の道府県の原子力災害医療協力機関から当該道府県への要員派遣ができるようにする必要がある。

3 甲状腺被ばく線量モニタリング検討チーム会合報告書における提案

「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」会合報告書に示された提案のうち、施設要件に係る項目は以下のとおり。

- 甲状腺被ばく線量モニタリングのうち、甲状腺簡易測定を実施する主体は地方公共団体とし、測定者又は記録者は地方公共団体に加え、原子力災害医療協力機関や原子力事業者とすることが適切である。
- さらに、地方公共団体は、被災した際に測定者や記録者が不足する場合を想定し、非被災道府県の原子力災害医療協力機関等から支援が受けられるよう広域な連携体制をあらかじめ整備しておくことが必要である。
- 甲状腺被ばく線量モニタリングのうち、甲状腺詳細測定を実施する主体は地方公共団体とし、開発された詳細測定器が導入されるまでの間は、引き続き原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センターにおいて測定することを基本とすることが適切である。

4 見直しの方向性

前項2、3で抽出された課題等を踏まえ、以下の内容を施設要件に追加することとしたい。

① 基幹高度被ばく医療支援センターの要件

- バイオアッセイなどのアルファ線放出核種を含む内部被ばくへの対応を行うとともに、これらの分野の研究開発、人材育成を行うこと。
- 原子力災害対策重点区域内の道府県（以下、「立地道府県等」という。）や原子力災害拠点病院等が実施する原子力災害医療に関する研修に用いるカリキュラムや研修資料の作成等により支援を行うこと。
- 被ばく医療分野で将来のリーダーとなり得る高度専門人材の確保、育成を行うこと。

② 高度被ばく医療支援センターの要件

- 甲状腺被ばく線量モニタリングを担う測定要員の派遣調整による確保や測

定要員の研修・訓練等による人材育成を含めること。

- 立地道府県等が行う甲状腺被ばく線量モニタリング（簡易測定・詳細測定）に協力すること。
- ③ 原子力災害拠点病院の要件
 - 立地道府県等が行う甲状腺被ばく線量モニタリング（詳細測定）に協力すること。
- ④ 原子力災害医療協力機関の要件
 - 甲状腺被ばく線量モニタリングの測定者として対応するとともに、他の道府県への派遣も可能とすること。
 - 避難退域時検査において、他の道府県への派遣も可能とすること。
- ⑤ その他
 - 放射線安全規制研究推進事業（原子力災害拠点病院のモデルBCP）での成果を踏まえ、高度被ばく医療支援センター（基幹を含む。）及び原子力災害医療・総合支援センター並びに原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関において、原子力災害時に医療提供等の機能を維持できるよう、業務継続計画（BCP）の策定を進めること。

5 今後の予定

上記の見直しの方向性を踏まえた原子力災害対策指針の改正案と施設要件の改正案について、原子力規制委員会に諮り、パブリックコメントを経て、本年度中に改正案を決定する。

新たな施設要件に基づき、基幹高度被ばく医療支援センター及び高度被ばく医療支援センター並びに原子力災害医療・総合支援センターから申請を受け、施設要件に合致しているかの確認を行い、関係機関が業務を開始できるよう準備を進める。

<別紙及び参考>

- 別紙1 原子力災害対策指針（抜粋）、原子力災害拠点病院等の施設要件（抜粋）
- 別紙2 原子力災害対策指針が定める原子力災害時における医療体制
- 別紙3 原子力災害拠点病院の指定状況
- 参考 原子力災害拠点病院等の施設要件